

コラム
2001

ワールドカップサッカー大会における 消防・救急警戒

今年5月31日から約1ヶ月間にわたり日韓共催によるワールドカップサッカー大会が、国内では10都市の競技場において開催されます。

この大会は、世界が注目する大会であり、期間中、国内外から多くの観客や各国要人、マスコミ等も訪れることから、開催競技場及びその周辺においては相当の混乱も予想されます。

そこで、開催競技場を管轄する消防本部をはじめ近隣消防本部では、災害の防止や万一災害が発生した場合の迅速的確な対応を図るため、試合中競技場周辺へ消防車・救急車両を配備するなど消防・救急警戒を行うこととしています。

現在、各消防本部では、警戒に関する対応計画の作成や消防広域応援の検討など、他の消防本部との情報交換や連携を図りながら、様々な準備を進めています。

また、テロ災害に備え、テロ対応資機材の取り扱いの習熟を図るとともに、これまで警察機関等と連携した合同訓練なども実施しています。

今後は、消防・救急警戒の実効性を高めるため、図上訓練をはじめとした各種訓練を重ね、さらには、関係施設の立入検査による防火安全の確保など、開催本番に向けた最後の調整を行い、各消防本部とも万全の体制をもって大会に臨む予定です。



(さいたま市消防本部提供)

ワールドカップサッカー大会開催競技場と管轄消防本部名

札幌ドーム(HIROBA)	札幌市消防局
宮城スタジアム	塩釜地区消防事務組合消防本部
茨城県立カシマサッカースタジアム	鹿島南部地区消防事務組合消防本部
埼玉スタジアム2002	さいたま市消防本部
横浜国際総合競技場	横浜市消防局
新潟スタジアム ビッグスワン	新潟市消防局
静岡スタジアム エコパ	袋井市森町浅羽町広域行政組合袋井消防本部
長居スタジアム	大阪市消防局
神戸ウイングスタジアム	神戸市消防局
大分スポパーク21 BIGEYE	大分市消防局

消防団活動への理解と協力について

消防課

1 地域の暮らしの安全を守る消防団

消防団は、消防本部や消防署と同じく市町村が設置する消防機関です。平成13年4月1日現在、全国で3,636団設置されており、944,134名の方々が消防団員として活躍しています。

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域の住民等によって組織されていますが、消防団員の身分は特別職の地方公務員として位置づけられています。

消防団員は、普段は各自の職業に従事しながら、いざ火災等が発生した場合には、いち早く現場へかけつけ消火活動等を行っています。

さらには、地震や風水害などの大規模災害時には多数の要員を擁し、地域に密着した活動を行っている消防団が不可欠の存在となっています。有珠山や三宅島の火山活動、鳥取県西部地震や芸予地震等による災害においては、近隣の市町村からも多数の消防団員が出勤し、危険箇所等の警戒巡視、要救助者の救助、行方不明者の搜索、住民の避難誘導、土のう積み等の活動にあたり、被害の拡大防止に大きく貢献したところで

す。災害時以外においても、消防団は一人暮らしの高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導、巡回広報、特別警戒など地域に密着した様々な活動を行っています。また、これらの活動分野については、近年増えつつある女性消防団員が、その優しさやきめ細やかさを活かして活躍しているところです。

このように消防団は、地域の暮らしの安全を守るため、大変重要な役割を果たしています。

2 消防団の抱える課題

しかし一方で、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、消防団は様々な課題を抱えており、組織力の低下等が危惧されています。



岡山県日生町消防団提供

第一は、消防団員数の減少です。平成元年には約100万人いた消防団員の数は年々漸減傾向にあります。第二が、いわゆるサラリーマン団員の増加です。昭和51年には42.8%であった被雇用者の方の占める割合は、平成13年では68.5%となっており、地域によっては昼間の消防力の低下が懸念されています。

3 消防団の充実強化に向けた施策

このような課題に対処し、消防団の充実強化を図るため、消防庁では、次のような施策を推進しています。

消防団の施設、装備の充実

地域における消防団の活動拠点となる施設に対して補助を行う「消防団拠点施設等整備事業」、無線機器や安全装備品などの消防団に必要な設備の総合的な整備に対して補助を行う「消防団活性化総合整備事業」の二つの国庫補助事業を実施しています。

消防団員の処遇改善

地方交付税における消防団員の報酬や出動手当等の算入額の引上げを行うとともに、一定期間勤めた消防団員が退職する場合に支給される退職報償金の基準額を改善するなどの措置を行っています。また、団員の方々の経験や知識を活かすため、消防団員歴5年以上で一定の教育を受けられた団員の方々に対して、平成14

年7月から、危険物取扱者試験（丙種）及び消防設備士（乙種第5類、第6類）の試験の一部免除の特例措置が講じられます。

消防団員の活動環境の整備

団員の方々が活動しやすい環境を整備するため、平成14年4月より団員の方が災害活動で使用した自家用車に損害が生じた場合に見舞金を支給する制度がスタートします。

青年層・女性層の参加促進

消防団員数の減少などの諸課題に対応するため、消防団啓発ポスター、パンフレットの作成・配布や政府提供のテレビ番組等、各種広報媒体を通じたPR等により、青年層、女性層の消防団への参加促進に努めています。

また、消防団に関する幅広い情報を提供するため、インターネットに消防団のホームページ（URLは<http://www.fdma.go.jp/syobodan/danindex.html>）を開設し、消防団活動に対する理解と協力を求めています。

4 消防団活動に対する理解と協力をお願い

火災や地震等の災害に備え、安全で災害に強いまち

づくりを進めるためには、住民の皆さんが地域防災への関心を高めていただくとともに、地域全体の防災体制を確立するために、その中心的な役割を担う消防団の充実強化をより一層推進していくことが重要であると考えられます。そのためには、住民の皆さん一人ひとりの消防団に対する理解と協力が不可欠です。

消防団員は、自らの仕事のかたわら、災害が発生した際には真っ先に災害現場に出動し、地域を災害から守る任務に当たります。また、その任務にはしばしば危険が伴うことがあるため、日常においても訓練等が要求されます。したがって、消防団員は時には休日に訓練を行い、時には災害出動のために会社を休まざるを得ない場合があります。このような消防団員の活躍を支えるためには、家族はもとより、いわゆるサラリーマン団員の場合には、企業、事業所の理解と協力が欠かせません。家族や勤め先の方々をはじめとする皆さんの理解と協力が得られてはじめて、消防団は、地域と一体となった消防防災活動を行うことができるのです。

いざという時の地域の安全を確保するため、消防団とその活動に対する一層のご理解とご協力をお願いします。



岩手県雫石町消防団提供

住民に対する応急手当の普及啓発

救急救助課

1 救急自動車の平均現場到着時間は約6.1分

平成12年中の救急自動車による出場件数418万2,675件について、現場到着所要時間（救急事故の覚知から現場に到着するまでに要した時間）の全国平均は、約6.1分でした。

2 救急隊到着までの応急手当の実施により救命効果は約1.4倍に

次頁図は、平成12年中における全国の救急隊が搬送した全ての心肺停止傷病者について、救急隊の到着時に家族等により応急手当が実施された場合と実施されていない場合の1ヶ月後の生存者の割合を比較したものです。

この結果、家族等により応急手当が実施された場合の生存者数の割合（4.2%）、応急手当が実施されていない場合（3.1%）に比べて、約1.4倍救命効果が高いことが認められました。

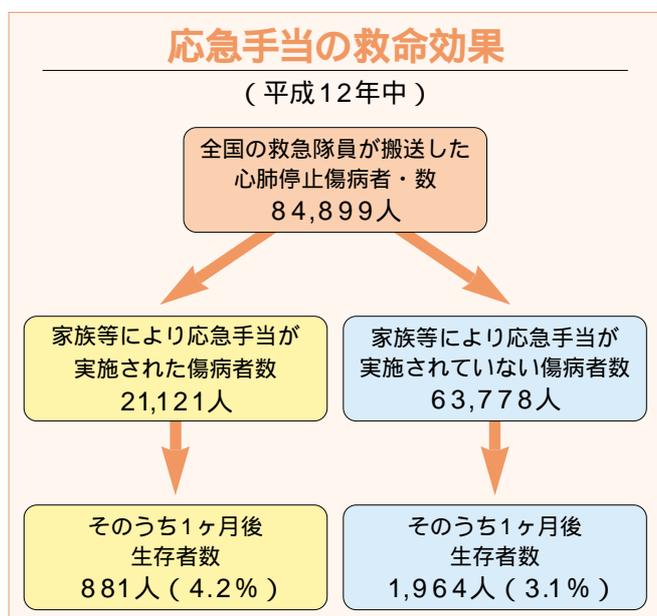
3 いざという時に備えて応急手当講習を受講しましょう

救命効果を向上させるためには、救急隊が到着する

までの間に、救急現場に居合わせた人により応急手当が実施されることが重要です。このため、消防機関では、住民に対する応急手当講習を実施しています。この応急手当講習は、全国の市町村消防本部、消防署で実施しており、近くの消防署で受講することができます。受講できる日は、消防本部や消防署によって様々ですので、希望される方は近くの消防署などに直接お問い合わせ下さい。いざという時に備えて応急手当講習を受講しましょう。

4 応急手当講習の種類は2つ

消防機関が住民を対象として実施している応急手当の講習には、「普通救命講習」と「上級救命講習」があります。「普通救命講習」は3時間の一般的な講習で、成人に対する心肺蘇生や止血が、救急自動車が到着するまでの間実施できることを目標としており、受講者の希望によって、小児や乳児、新生児に対する心肺蘇生法も教えます。「上級救命講習」は8時間の講習で、普通救命講習に加えて傷病者の管理法、骨折の固定法、外傷の手当、搬送法の習得も目標としています。また、小児や乳児、新生児に対する心肺蘇生法も教えます。



応急手当普及啓発活動（大阪市消防局提供）

天ぷら油による火災の防止

予防課

平成12年中の建物火災の出火原因を見ると、こんろによるものが5,550件と最も多く占めていますが、これらの火災のうち3,879件(69.9%)は天ぷら油等の動植物油に起因しています。

天ぷら油による火災は、水をかけてしまうなど消火方法を誤ると、被害を一層拡大するおそれがありますので、天ぷら油の特性及び危険性を十分理解しておく必要があります。

1 天ぷら油の特性

現在市販されている天ぷら油(菜種油、コーン油、大豆油等)はその温度が発火点(約360～380)以上になれば、火種がなくても発火して燃焼を始めます。一般に家庭で使用する油量程度の天ぷら油(使用前のもの)を家庭用ガスこんろで加熱すると、約5分で揚げ物に適した温度(約160～200)に達し、そのままの状態では約10分ほどで異臭とともに白煙が立ち始め、20～30分で発火点に達し火がつきます。また、天ぷらなどに一度使用するなど、鍋に揚げかす等がある場合には、それが灯芯となって200近くで発火することがあり、加熱し始めてから発火するまでの時間が短くなる場合がありますので、ちょっと目を離れたすきに火災になってしまうことも考えられます。

2 離れる時は火を消す

天ぷら油火災の多くは、天ぷらを揚げているときに来客、電話、子供の世話などでこんろから離れた時のようなちょっとした油断が原因で発生しています。

このため、天ぷら油火災を防止するには、調理油過熱防止付こんろや住宅用自動消火装置等安全装置のついた機器を使用することが最も有効ですが、いったん火を付けたら、絶対にその場を離れない、どうしても離れる必要がある場合には、こんろの火を消してから離れる習慣を付けることが重要です。

3 もし天ぷら油火災が発生したら

天ぷら油火災が発生した時、水で消火しようとすると炎が爆発的に拡大し、周囲に油が飛散して大やけどを負ったりするなど大変危険です。あわてないで炎の状態を確認し、次のように行動してください。

炎が小さく(炎の高さ10cm程度)油面上をちらちら動き回っているような場合は、こんろの火を止め、鍋の全面を覆うふたをして空気を遮断することにより消火することができます。ただ

し、すぐにふたととると再び発火するおそれがありますので、油温が十分下がるまで待ちましょう。

炎が大きい場合は、消火器で消火する方法が最もよい方法です。天ぷら油火災への効果や操作性を考慮し、強化液、水(浸潤剤入り)又は機械泡といった液体系の消火薬剤を使用した住宅用消火器や、スプレーのように使用するエアゾール式簡易消火具など、容易に扱うことができるものがありますので、各家庭の台所に1本備えておくと、万が一火災が発生したときに安心です。

《天ぷら油火災を消火器で消火する方法の例》

消火器の消火剤が届く範囲内で、やけど等をするおそれがない位置から消火します。なお、容器を傾けすぎると消火剤の放射能力が低下しますので注意してください。

住宅用消火器の場合

安全栓を抜きます。

ノズルを火元に向けます。(ノズルのないタイプもあります。)

レバーを強く握り、消火剤を放射します。(このときに、鍋の中に消火剤が十分入るよう放射します。)

エアゾール式簡易消火具の場合

キャップをはずします。(キャップのないタイプもあります。)

放射口を火元に向けます。

一気にレバー(放射ボタン)を押し下げます。

消火剤が放射されると、一瞬炎が大きくなりますが、通常の場合は数秒で完全に消えます。

また、濡れたシーツ、バスタオル等で鍋を覆い、空気を遮断することにより消火することもできます。この方法は、かぶせる時に炎でやけどをしたり、あやまって鍋をひっくり返したり、鍋を全面的に覆うことができないこともありますので、十分注意して行う必要があります。

なお、消火後安全な状態になってから、ガスの元栓を閉めることも忘れずに行ってください。

天ぷら油火災は、未然に防止できるように日頃から心がけることが大切ですが、万が一火災が起きた場合には、慌てず落ちついて対処する必要があります。天ぷら油火災の危険性を十分認識し、消火器の使い方などいざというときの行動力を身に付けておきましょう。

風水害への備え

防災課

我が国では、毎年6月下旬から7月中旬にかけて梅雨前線が活発に活動し、また台風が接近・上陸するため、洪水などによる災害が起こりやすくなります。

今年も、風水害による被害を最小限にとどめるため、自治体や消防機関と住民とが一体となった地域ぐるみの万全の体制を整えておく必要があります。

降雨期には、それぞれの地域の特性に応じて様々な災害が発生します。まず、自分達が住んでいる地域について、がけ崩れ、土石流等の土砂災害や河川の氾濫などの災害が発生するおそれがあるのかどうか、また、発生するおそれがある場合に予想される危険箇所はどこなのかなどを市町村等に尋ね、日頃から十分注意しておくことが大切です。そして、特に災害の発生するおそれのある地域の皆さんは、防災訓練などのほか、自治体や消防機関あるいは自主防災組織などが開催する研修会、説明会、イベントなどに積極的に参加したり、広報紙やパンフレットなどを通じて、普段から防災に関する知識を蓄え、いざというときの対応力を身に付けるなど、災害に対する警戒を怠らないようにしてください。

大規模な災害により広範囲にわたる被害が発生した場合には、防災関係機関による活動が困難になることも予想されますので、地域の住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を持ち、自主的な防災活動を行うことも大切です。このような活動が組織的、効果的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織の活動を充実させ、日頃から防災用資機材の整備などを進めるとともに、風水害などの災害が発生した場合



高知県土佐清水市

を想定して、地域の実情に応じた実践的な訓練を皆さん自身で積み重ねておくことが大切です。

特に、台風が近づいているときや梅雨の時期には、次の点に心がけましょう。

- 1 テレビやラジオ、防災行政無線などで流される気象注意報・警報などに十分注意しましょう。
- 2 土砂崩れや高潮など災害の発生が予想されたり家屋などに危険が迫ったとき、市町村長から避難の勧告や指示が出されます。皆さんのまわりには、一時的に避難する場所が事前に指定されていますので、日頃からその位置やそこまでの道筋を確認しておきましょう。
- 3 避難の勧告や指示が出された場合にはこれに従い、地域の人々と協力しあって避難しましょう。
- 4 周囲の状況からみて危険であると判断した場合には、避難の勧告や指示が出る前でも、自主的に避難しましょう。
- 5 日頃から、避難するときのために携行品（懐中電灯、ラジオ、非常食など）や家族それぞれの氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型、勤務先、非常連絡先、避難予定地などを記入しておく）などを準備しておきましょう。
- 6 家族それぞれの役割分担や避難場所などについて話し合う“家族防災会議”を開き、重要なことはあらかじめ決めておきましょう。
- 7 排水路には、雑草やビニール袋などゴミが溜まり、少雨でも浸水する場合があります。排水路が詰まらないよう、普段から清掃に心がけましょう。
- 8 避難するときは動きやすい服装で慌てず落ち着いて行動し、回り道でもあらかじめ確認しておいた安全な避難路を選んで避難場所まで行くようにしましょう。
- 9 特にお年寄り、子ども、病人、体の不自由な方などには、家族の人ばかりではなく近所の人も気配りをして、早めに避難をするよう心がけましょう。

住民の皆さんと防災関係機関が一体となって、より一層の防災体制の強化に努め、風水害による被害をなくしましょう。

津波～その時に備えて

～地震イコール津波。すぐ避難～

震災対策室

日本は、世界有数の地震多発国であるとともに、周囲を海に囲まれているため、過去に幾度となく津波による被害を受けてきました。最近では「平成5年北海道南西沖地震」による津波の急襲により多数の尊い人命が奪われました。

そのため、国及び地方公共団体では津波対策の強化・推進として、地域の実情にあった津波対策を盛り込んだ地域防災計画の策定指導、津波情報の伝達体制の確立、避難体制の整備などに努めてきました。

しかし、地震発生に伴う津波はいつ私たちが襲うかわかりません。これから本格的な夏を迎え、海水浴、サーフィン、ダイビングといったマリンスポーツや磯釣りなどで海辺へ出かける機会が多くなり、気軽にボートなどで海上に出る人も多くなってきます。

これからの季節、皆さんが海辺にいるときに、もし津波が起きたら、どんな行動が大事であるか、一人ひとりがそのことを知っておくということは、自分自身や周囲の人の身を守るうえで、非常に大切なことです。

そこで、津波に対する心得をいくつかご紹介します。

<津波に対する10のポイント>

海辺へ行くときは、**避難標識や避難地案内板など避難場所を確認しておく習慣を身につけるとともに、次のようなことを「心得」として持ち、津波による災害から身を守りましょう。**

<海辺などにいるとき>

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 4 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

<ボートなどで海上にいるとき>

- 6 強い地震（震度4程度以上）が発生したことを察知したときは、直ちに港外退避する。
- 7 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。
- 8 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 9 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 10 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

海辺や海上にいるときは、「地震イコール津波すぐ避難」ということをあらためて覚えておいて下さい。

<津波の特徴>

- 1 津波の原因は、地震によるものがもっとも多い。
- 2 V字型の湾（リアス式海岸等）は危ない。（一般に外洋に直面するV字型の湾や海岸で、陸に近くにつれて急に浅くなっているところでは、津波の波高は急に高くなります。）
- 3 津波は川を逆流することがある。（避難するときは、川沿いを避けましょう。）
- 4 津波は繰り返し来襲する。（津波は時間をおいて何回か繰り返し襲ってきます。また、第1波よりも第2波、第3波の方が高くなることもあります。）
- 5 海の異常現象を感じたら、警戒し、避難する。（津波が来襲する前兆として、遠雷のような音が聞こえたり、干潮でもないのに海水が急に引いたりしたということが言われています。）

2月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防総第40号	平成14年2月4日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁総務課長	平成14年度消防庁広報テーマ等について
消防予第25号	平成14年2月5日	各都道府県知事	消防庁長官	平成14年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第27号	平成14年2月5日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	平成14年春季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて
消防予第33号	平成14年2月5日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	火災予防技術情報の送付について
消防消第24号	平成14年2月21日	各都道府県知事	消防庁長官	消防防災施設等整備資金貸付金貸付要綱について
消防消第30号	平成14年2月21日	各都道府県知事	消防庁長官	非常勤消防団員等に係る損害補償のうち休業補償を行わない場合を定める省令の一部を改正する省令の施行について
消防消第31号	平成14年2月21日	各都道府県知事	消防庁次長	市(町村)消防団員等に係る公務災害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則(準則)の一部改正について
消防危第28号	平成14年2月26日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針の一部改正について
消防危第29号	平成14年2月26日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
消防危第30号	平成14年2月26日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	製造所及び一般取扱所に設ける休憩室の設置に係る留意事項について

消防庁人事

平成14年2月25日付

氏名	新	旧
磯崎 陽輔 併任	内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)	消防課企画官
兵谷 芳康 併任	消防課	防災課広域応援対策官

広報テーマ

3月

春季全国火災予防運動(予防課)
少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ(防災課)
春の行楽期における火災の被害防止(予防課)

4月

林野火災の防止(防災課)
地震に対する日常の備え(震災対策室)
消火器の適切な維持管理(予防課)

テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題名
4月11日 11:25~11:30	ご存じですか~防災ミニ百科	(仮)少年少女消防フレンドシップ

(日本テレビ他30局ネット)

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)きょうせい